

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成27年7月16日 午後1時29分～午後1時58分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（7人）

委員長 永山伸一
副委員長 中島由美子
委員 上野一誠
委員 橋口博文

委員 福田俊一郎
委員 森永靖子
委員 森満晃

○その他の議員

議員 谷津由尚

議員 成川幸太郎

○説明のための出席者

市民福祉部長 春田修一
保険年金課長 西田光寛

子育て支援課長 知識伸一

○事務局職員

事務局 局長 田上正洋
議事調査課長 道場益男

議事グループ員 柳裕子

○審査事件

- (1) 陳情第10号 「子どもを虐待から守る条例（仮称）」制定に関する陳情書
- (2) 陳情第8号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書

△開 会

○委員長（永山伸一）ただいまから、市民福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）陳情のほうが第10号、そして第8号という形で、当局の時間の都合で順番が10号、8号となりますので、よろしくお願いいたします。

御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△陳情第10号 「子どもを虐待から守る条例（仮称）」制定に関する陳情書

○委員長（永山伸一）では、陳情第10号「子どもを虐待から守る条例（仮称）」制定に関する陳情書を議題とします。

本陳情につきましては、継続審査としておりましたので、引き続き質疑を行います。本日は委員会の自由討議を中心に論点を整理していきたいというふうに考えているところです。

なお、当局に確認したい内容がありますれば、本日、出会していただいておりますので、必要に応じて質疑を許したいと思います。

それでは、御意見等ございませんでしょうか。

○委員（中島由美子）前回の委員会のときにも確認をしたかなと思うんですが、本市における児童虐待の状況とか、また、それに対して本市がいろいろ携わってされていると思うんですが、そのような状況とか、今までのこの中での取り組みについて、ちょっとお示してください。

○子育て支援課長（知識伸一）それでは、本市の虐待対応の流れをもう一回、御説明を申し上げます。

まず、虐待の発見がありますと、市や児童相談所に通告があります。虐待の通告を受けた場合、児童相談所と連携して該当児童宅を訪問調査し、

安全確認を行っております。

なお、通報があった場合、速やかに対応しておりますが、最長でも、児童相談所の運営指針に基づき、48時間以内に行っております。

この訪問調査によりまして、事態が相当深刻な場合、鹿児島市にあり児童相談所で一時保護を行っております。

通告は、学校や病院、児童委員などからの通告が多く、匿名の一般の市民からの通告もございます。

なお、訪問調査を行い、一時保護の必要までは認められない場合は、市の機関で要保護児童対策地域協議会を設置してあるのですが、そこで個別ケース会議を開催いたしております。

メンバーは、県の機関であります児童相談所、保健所、警察、学校、医師、民生委員、保健センター等になります。

この会議で、現在の状況では児童の状況が改善しないと判定された場合、児童相談所で一時保護ということになります。

その後、児童相談所で判定会議が開催されまして、家庭での生活が困難なケースと判断されますと、児童福祉施設、本市にありますのは、川内精舎さんですか、慈恵学園さんとか、大村報徳学園さんですね、に措置されることになります。

本市での虐待に関する相談件数なんですが、実件数で平成24年度に23件、平成25年度に26件、平成26年度に31件ございます。

また、児童相談所での一時保護の状況は、平成24年度に11人、平成25年度に12人、平成26年度に7人となっております。実際に児童福祉施設に措置された人数は、一時保護の人数と同じとなっております。本年は、今まで3カ月、きょう、たったんですが、4件の虐待に関する相談がございました。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）いいですか。

ほかに質疑等、また、自由討議という形で、御意見等があれば、それぞれ御意見等がございましたらお願いいたします。

○委員（森満 晃）今のこの数字的には、他市と比較して、どういった状況でしょうか。わかれば教えてください。

○委員長（永山伸一）課長、比較がありますか。

○子育て支援課長（知識伸一）先日、新聞報道があったんですけど、ちょっとお待ちください——虐待に関する鹿児島県内の2014年度の通告、相談件数なんですけど、782件で、児童虐待が最多の530件ということで、そのうちの二十数件が、うちの分ということになります。

以上でございます。

○委員（森永靖子）薩摩川内市において、2件重要な私は相談を受けて、保健センターのほうに相談をして。保健所におられた所長さんが桜ヶ丘の児童相談所に行かれた関係で、連携をうまくとりながら、手早い処置でよかったかなという例があります。

そのようなことで、薩摩川内市においては、児童・民生委員とか、早く、いろんな形で見つけることができ、大事に至らなかったなっているのがあるんですけど。

例えば、お母さんが男の子を連れて、ほかの男性と結婚されたときの新しいお父さんが、その男の子に対する虐待が、もう誰が見てもおかしいって、学校側でも、それを気がついてくださって。それも、もう余りあれしないうちに対処できたのも、そういった保健センターの保健師さんたちのいろんな形でできたのと。

もう一つは、もう大事に至る一歩手前の虐待だったんですけど、お母さんがほかの男性と結婚したために、お父さんが女の子を引き取られて、その女の子とお父さんという関係がすごくあれで、もう本当に大変な事項だったんですけども、保健センターの保健師さんの早い対処で児童相談所と相談されて。

大事な2件が、早いあれでよかったかなと思って。薩摩川内市のほうでは、すごくいい相談ができていかなって思っている。

細々したのはたくさんあったんですけど、大事に至らずに済んだなという2件が例としてありました。

○委員長（永山伸一）ありがとうございます。

速やかな対応が、現在、本市においてはとれている事例を今、委員のほうから述べていただきました。

陳情者のほうからの御意見で、2件。速やかに決断できるようにしてほしいんだと。緊急性にに応じて。それから2点目が、法的根拠のある条例を

やっぱりつくってくれといったような陳情なんですけれども。そういったことが本市において緊急を要することなのかどうか。そういった部分も含めて御意見等があれば、皆さん方からも御意見いただけたらと思います。

○委員（森満 晃）今も、森永委員のほうからありましたように、本市においては、学校や警察、あるいは病院、それから、今ありましたように児童相談所等と、これ、非常に密に連携をとっていただいて対処しておりますので、この陳情の内容は理解しますが、現状の対応力をさらにアップしていただければ、条例を制定する必要はないと考えます。

○委員長（永山伸一）ほかに御意見等ございませんか。

○委員（福田俊一郎）この陳情書を見ますと、1番目においては、「現在の手続・流れでは、緊急性に対応できていないように思われる」というふうに記載をしてあり、また、「緊急性の評価は、学校長が関係機関と協議の上で、決断できるようにする」というふうにあります。

2番目の趣旨としては、子どもを虐待から守るということは、これはもう将来を担う大切な宝でありますから言うまでもありませんが、この、「現場レベルでの議論の空転を防ぎ、子どもたちを社会全体で育てていく気概を示す必要がある」ということであります。

先ほど、課長のほうから御説明があったのは、児童相談所と連携をして訪問調査を行い、48時間以内に対応をとると。そして、これはもう県の運営指針に基づいてやっておりますよということ。速やかな対応はやっていますというようなことでしたので、若干、この陳情書のほうは、「緊急性に対応できていないように思われる」ちゅうのは、ちょっと違うような気がしたところでした。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

それでは、御意見等が出尽くしたようであります。

委員外議員、御意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）ないですか。では、質疑はないと認めます。

では、ほかに質疑はございませんか。

○委員（上野一誠）済みません。今、委員長の

ほうからもあったように、この願意というのは、強制力を持った対応がとれる条例をつくれと。ほんで、「上位法にぎりぎりにチャレンジするような条例」ということで。今の状態では厳しさがないと。即対応できないというふうにうたっているんですけども。確認ですけども、今、事例を何件か言われたんですが、件数を言われたんですが、これ、今は、児童虐待防止法等のいろんなそういう法の中で市は動いているので、対応的には十分、これは新たにつくらなくても、市当局としては対応ができるんだという。今のこれで十分だという考え方で理解していいんですかね。

○子育て支援課長（知識伸一） そのように考えております。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。

○市民福祉部長（春田修一） 法律的な話をさせていただきますと、いろんな問い合わせとかそういう部分については、法令上では県知事というような形になっております。

通告を受け付けるところについては、福祉事務所を設置するということも入っておりますが、ただ、この法律の規定で申しますと、なかなかこの願意でありますように、シェルター、ケアハウス、緊急的な措置をすぐ行うというような部分については、なかなか厳しいのではないかなと。そういう意味で、県のほう、児童相談所とかそういうところと私どもは連携をとりながら、必要があれば県と一緒にその保護を務めると。

私どもも、いろんな暴力とかいろんな関係等もございまして、課の中には、警察ＯＢの方も嘱託員として雇用しながら、緊急時のそういう対応等も取り入れるようにしているところでございますので。もう完全に十分かという、なかなか言い切れないところがございますが。ほかの全国の状況を見ましても、政令指定都市さんとかというように形で、県と同等の児童相談所を抱えているところが、理念条例みたいな形でつくっているような感を受けているところでございます。

参考程度までに、全国の事例等と法律の概要でございました。

○委員（森永靖子） いろんな方向からとかいろんな形で、子どもを守る方法は幾らでもあると思うんですが。今、ちょうど子育て支援課がおられますので。学童保育で、子どもたちが、おうちか

らも学校からも解放されて、本当の自分の気持ちをさらけ出しているところが、児童クラブのあの部屋かなと思うときに、あそこで本当の子どもの様子がよくわかるんですが。可愛児童クラブで、釜で御飯を炊いておにぎりをおやつに出すときに、この白い御飯を食べたことがないんだっていう子がぼつとおって。それで、指導員を別にして詳しく聞いたら、食べないっていう話をしましたので、よく聞いてみたら、そこもこういう形かなと思うときに、お母さんとうまく連携がとれたんですけど。そういった形で、１８ぐらいある学童のほうにも、何とかそういう方向で、形で守る方法なども話をしていただけたらっていうふうには思うところです。

○委員長（永山伸一） 意見であります。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） では、自由討議と質疑は尽きたと認めます。

それでは、討論採決に入りたいと思いますが、まず、継続審査という御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） ないですね。継続審査の声はありませんので、これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（森満 晃） これまでの話を総括しまして、本市においては、きちっとそれぞれの機関が連携をとりながら、早期に対策がとれていると思われるます。

先ほども申しましたが、この陳情の内容は理解しますが、なかなかほかの自治体と違う部分では十分対応できていると思いますので、この条例を制定する必要はないと思います。

以上です。

○委員長（永山伸一） 次に、本陳情に賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 次に、本陳情に反対の討論はありませんか。

○委員（上野一誠）一応、陳情に反対しますが、当局におかれても、この内容というものは、非常にやっぱり、子どもを虐待から守るという意味でも、重要な提言をさせていただいているというふうに理解ができると思うんです。

したがって、今後も、やっぱり十分関係機関と連携を取りながら、こういうことが非常に、虐待という捉え方から、しっかり対応をいただくことを切に願って、一応、これについては反対したいと思います。

○委員長（永山伸一）次に、賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）次に、反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）では、討論は終結したと認めます。

これより起立により採決を行います。

本陳情は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔起立者なし〕

○委員長（永山伸一）起立がありませんので、よって、本陳情は、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、陳情第10号に係る審査を終わります。御苦労さまでした。

△陳情第8号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書

○委員長（永山伸一）それでは、次に、陳情第8号年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

本陳情につきましても、継続審査としておりましたので、委員間の自由討議で論点を整理していきたいと考えます。

なお、当局に確認したい内容があれば、必要に応じて質疑を許したいと思います。

それでは、御意見ございませんか。

○委員（上野一誠）年金の積み立てについての運用の問題を指摘してあるというふうに、この陳情は思いますよね。

さきの委員会でも申し上げたんですが、今まで国内債券を60%使っているんだと。ほんで、この60%を35%に減らして、そして外国株式を12%しかしていないものを25%にふやしなさいよと。そして、あわせて、外国債券を11%から15%、国内株式を12%から25%というふうに、いわば運用を変えなさいという一つの方針が、年金のこの独立行政法人で示されているものだから、それじゃだめなんだよと。もうちょっとやっぱり、今までのグリーンピア問題、ああいうものを含めて、無駄なところに投資をしていけないのではないかと。

ほんでやっぱり年金受給者の年金のそういうものは、その人たちのために使えというのが、一つの指針であるんですが。このいろいろ運用について、こういうふうに今、いろいろと持っているお金を有効に使って、そのお金を生かすということなんですけど。これは国、この年金機構がいろいろやる部分を、なかなか我々がその運用について、この御指摘の陳情について、いい悪いというものを言えるだけの判断ができるのかなという意味では、大変非常に複雑なんです。当局から見られている中で、今のこの考え方、運用については、何かお考えがあったら教えてください。

○市民福祉部長（春田修一）非常に、前回のときも言いましたように、この機構の中でも、専門的な金融機関とか会社等に、運用については委託をかけているというような状況がありますので、委員おっしゃいますように、なかなか私どもで判断できないところでございます。

ただ、基本的に公的年金という部分につきましては、通常の民間でやっております年金保険みたいに自分たちが積み立てて、その積み立てた額をもらうというような制度ではなくて、世代間扶養と申しますか、現役世代が保険料を払って、その部分のお金で、結局年金額を支払うというのが、現在の年金制度になっているところでございます。

そうしたときに、掛金ともらう額を考えたときに、どうしても、年々押しますと給付が膨らむというようなこと等から、運用をしますと。利益を取って財源に充てるというのが、今、取られている年金積立金の運用の状況でございます。

これらについては、どうしても保険料だけで賄う、払った分だけをお支払いするのであれば、あ

えて運用という話ではないいんでしょうが、運用が必要、せざるを得ないというような状況の中では、国のほうが専門的な知見に基づいて運用している部分でございますので、私どもとして、それに対して、この運用がリスクが大きくなる、小さくなる、それらについて判断がなかなかつかないというのが、私どもの見解でございます。

○委員（上野一誠） 「日本再興戦略」の2014の中に、稼ぐ力という一つの中に、このポジションも入っているわけですね。だから、公的・準公的資金の運用のあり方を見直さないと、そういうのが一つの戦略の中に入っていて、これも今、そこから出てきた部分だろうというふうに思います。

したがって、我々は、今こういう運用を変えていくということが、国の指針のほうが、よりメリットがあるという捉え方をせざるを得ないのが現状なのかなと。これを我々が分析ちゅうのは、なかなか難しい部分があるんで。そういう意味では、今の当局の考え方も理解はできるところです。

このことによって、やっぱりこの年金受給者に対していろいろと影響があるとか、あるいは、大変なものがあるという形の運用であれば、いろいろあるけど。

しかし、現実はいろいろと不正があったりいろんなことがあるので、やっぱりみんな、物を言いたい部分はあるのは事実ですけど。質問にならんけども。

○委員長（永山伸一） 御意見ですね。

委員間の自由討議という形で、御意見等ございましたら、先ほどのようにお出してください。

ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎） 趣旨はよくわかるんですね。確かに、今のポートフォリオを崩して、その株式投資を利用した、その原資をふやしていくということは、当然、リスクを伴いますので、これも趣旨は十分。

○委員長（永山伸一） 陳情の趣旨ですね。

○委員（福田俊一郎） はい。わかります。

恐らく、このポートフォリオの見直し等は、もう今後、オリンピックがある、それからデフレからの脱却、円安方向というようなことで、今後、物に価値が移ってきて、株式市場も右肩下がりから、逆に右肩上がりになっていくんじゃないかな

というふうに思います。

また、この一つは、リーダーの腕もなんでしょうけれども、そこを我々がなかなかそんたくして何ともこう言えないところもあって。

趣旨は、先ほども言うようによくわかりますけれども、この委員会のほうから、これを云々というようなことは、なかなか言いづらいところがあるというのが、私の考え方ですね。

○委員長（永山伸一） 陳情の趣旨においては、国及び関係行政庁に意見書を提出されたいということですので、そのことを踏まえて、今の御意見かと思えます。

ほかにございませんか。ぜひ御意見等を出していただけたらと思います。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） では、自由討議を終わって、質疑は尽きたと認めます。

委員外議員、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

それでは、討論採決に入りたいと思いますが、継続審査にという御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 継続審査の声はありませんので、これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） では、討論はないと認めます。

これより、起立により採決を行います。

本陳情は、趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

[起立者なし]

○委員長（永山伸一） 起立がありません。

よって、本陳情は、不採択とすべきものと決定しました。

以上で、陳情第8号に係る審査を終わります。御苦労さまでした。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（永山伸一） では、以上で、日程の全てを終わりましたが、陳情第8号及び陳情第10号に関する委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（永山伸一）以上で、市民福祉委員会
を閉会いたします。

本日は、大変御苦労さまでした。

当局の皆さん、本当にありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会

委員長 永山伸一